財政立憲主義に則り、違法採択に基づく教科書の購入のための財務会計行為の中止要求書

今治市教育委員会様
学校教育課

要求の要旨

第１、今治市教育委員会の財務会計行為に先行する違憲・違法な教科書採択

今治市教育委員会（以下「今治市教委」という。）は、２０１１年８月３０日に開催された第１２回教育委員会（以下「委員会」という。）において、「議案第５４号　平成２４年度使用中学校用図書の採択について」を審議し、２０１２（平成２４）年度使用中学校用図書の採択を行った（以下「当該採択」という。）。今治市教委は、当該採択において、社会科歴史的分野では育鵬社版歴史教科書を、同公民的分野では育鵬社版公民教科書（以下「当該育鵬社版教科書」という。）を採択した。

当該育鵬社版教科書は、下記に示す違憲・違法・不適切な記述があり、適切な教科書ではない。また、当該採択は、下記に示す違憲・違法な採択がある。

よって、今治市教育委員会は、当該財務会計行為担当者らに対して、財政立憲主義（資料１「財政立憲主義に基づく、点検・審査などが不可欠であること」）に基づき、当該財務会計行為の中止する措置を講ずるよう求める。

第２、当該育鵬社版教科書記述の違憲・違法性、当該採択の違憲・違法

１、当該育鵬社版教科書の記述内容には、違憲・違法があり、適切な教科書でない

日本国は、ポツダム宣言を無条件で受諾し、また、自らも、大日本帝国憲法下の「戦前日本」への批判・反省に基づいて、現在の日本国憲法と民主主義に基づく戦後日本国家をつくっていくにあたり、戦後国家は、その大きな妨げとなる「戦前教育」の批判的検討を行ない、その「除去」を敢行するために、戦後教育方針とし、軍国主義・国家主義を排除し、民主主義・平和教育を目指した。

当然ながら、今治市教委は、この民主主義・平和教育を満たした教科書を採択する義務を負っている。また、今治市教委は、所管の学校の校長を通じ、子どもの学習権を保障するために、この目的に即した適切な教科書を給与する責務を負っている。しかしながら、当該採択教科書の記述内容には、資料２（当該育鵬社版教科書の記述内容には、違憲・違法があり、適切な教科書ではない）のように、軍国主義・国家主義を排除した民主主義・平和教育に反し、かつ、子どもの権利条約や最高裁判決に反する違憲・違法がある。よって、当該育鵬社版教科書は、到底子どもの学習権を保障した適切な教科書とはいえない。

２、当該採択は違憲・違法である

文部科学省の「平成２４年度使用教科書の採択について（通知）」（以下「通知」という。）には、「教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしている」とし、「教科書の内容について十分な調査研究によって、適切な文手続きにより行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします」とある。つまり、今治市教委は、教科書の採択において、適切な手続による適正かつ公正な手続環境を整える責務及び義務並びに適正かつ公正な採択を行う責務及び義務を負っている。

「教科書が教科の主たる教材」であるので、教科書の選定には、専門的知識や教育実践経験を有することが不可欠である。ところが、今治市教委は、資料３（教育委員らは、独断的採択を行う必要条件を満たしていない）で示すように、相手方委員らは、教科書を選定するために不可欠である各教科の専門的知識や教育実践経験を十分に満たしていないにもかかわらず、採択権限は、教育委員会にあると、合理的かつ客観的理由を示すことなく、委員らの個々人の独自の私的な評価に基づき、「今治市教科用図書選定委員会（調査部会）」（以下「選定委員会」という。）が作成した「平成２４年度使用教科用図書調査研究資料」（以下「調査研究資料」という。）に示された教科書の評価を無視して、当該育鵬社版教科書を採択した。当該採択における該育鵬社版教科書の採択は、違憲・違法である。

第３、今先行違法行為が直接的原因による違法な財務会計行為の予想

今治市教委の相手方委員らは、当該採択において、その地位と職権を利用し、別紙１の違憲・違法な当該育鵬社版教科書を、資料４（適正かつ公正な手続に反する違憲・違法な採択）の違憲・違法な採択によって２０１２（平成２４）年度から使用する教科書として決定した。この先行する違憲・違法な当該採択に基づき、教員らの教育活動上不可欠である理由から、今治市教委管内の中学校の教員用当該図書を購入することが予想される。しかしながら、先行する違憲・違法が直接的原因となる教員用当該図書の購入費は、違法な公金支出となる。よって、財務会計行為担当者らは、立憲的財務財主義に基づき、当該採択の当該育鵬社版教科書が、採択目的に照らして適切な教科書であるのか、当該採択が、適切な手続を経て適正かつ公正に行われたかを点検・審査する必要がある。それを怠り、教員用当該図書を購入するための形式的な財務会計行為（「事前伺」、「契約締結」、「支出負担行為」、「支出命令」、「支出」など）を行ってはならない。

１、違法性の継承

先行する当該違法採択を受けて、これが直接的原因となる財務会計行為が、当該

財務会計担当者（市長、総務調整部部長、契約課課長、教育長、今治市教委総務課課長、同学校教育課課長、今治市教委の管内１８各中学校校長など）を行うことが予想される事件である。当該財務会計行為は、最高裁大法廷１９５２（昭和５２）年７月１３日判決（民集３１巻４号５３３頁）「公金の支出が違法となるのは単にその支出自体が憲法８９条に違反する場合だけではなく、その支出の原因となる行為が憲法２０条３項に違反し許されない場合の支出もまた、違法となることが明らかである。」との判示などに該当する事件である。

第４、不当な公金支出金額及び予想される不当な公金支出金額

１、予想される違法な公金支出金額

違憲・違法な当該採択に基づき、教員用当該図書の購入措置が予想される（平成２２年度使用教師用教科書・指導書の購入について（事前伺）事実証明書５）。よって、請求人らが、今治市長らに対して、教員用当該図書の購入の差止を求める金員は、前回の２００９年度採択に基づく資料から、管内の１８中学校ごとに各教科に付き２冊と予想すると、総金額９１９５８４円となる。

予想される当該育鵬社版教科書の定価・冊数・金額			
教科書及び指導書	定価（円）	冊数	金額（円）
中学校社会公民的分野	６９７	３６	２５０９２
中学校社会歴史的分野	６９７	３６	２５０９２
中学校社会公民的分野指導書	１１５５０	３６	４１５８００
中学校社会歴史的分野指導書	１２６００	３６	４５３６００
合計			９１９５８４

２０１２年　２月２９日

えひめ教科書裁判を支える会

添付資料

1　資料１　財政立憲主義に基づく、点検・審査などが不可欠であること
2　資料２　当該教科書記述内容には、違憲・違法があり、適切な教科書でない
3　資料３　教育委員らは、独断的採択を行う必要条件を満たしていない
4　資料４　適正かつ公正な手続に反する違憲・違法な採択

資料１

財政立憲主義に基づく、点検・審査などが不可欠であること

１、財政立憲主義の確立について

財政立憲主義について、衆議院憲法調査会事務局が作成した『「財政（特に、会計検査制度と国会との関係（両院制を含む）を中心として）」に関する基礎的資料』（２００３年６月）に、次のように述べている。

財政立憲主義の確立は、近代的議会制の発達の主要な原動力となったものである。すなわち、イギリスでは、租税承認権をめぐって、国王に対抗する議会の権限が発展し、１２１５年のマグナ・カルタにおいて、国会の同意なくして国王は課税できないという原則が定められ、１６８９年の権利章典では、租税の徴収のみならず、その使途についても、国会の統制の下におかれるものとなった。

また、フランスにおいても、１７８９年の人権宣言において、「すべての市民は、自身でまたはその代表者により公の租税の必要性を認識し、これを自由に承諾し、その使途を追求し、かつその数額・基礎・徴収および存続期間を規定する権利を有する」（１４条）と規定している。

さらに、アメリカにおいても、「代表なければ課税なし」のスローガンにみられるように、イギリス本国による一方的課税が独立革命をひきおこす源になったとされている。

また、元最高裁判事伊藤正巳氏は、『新版　憲法』（４６３頁）に、次のように述べている。

立憲政治、議会制度の歴史をふり返ってみると、議会は、「代表なくして課税なし」といわれるように、まさに財政の問題に対する国民の承認が重要な要因となり、また国民代表として財政を監督する議会の機能の強調と密接に結びついて発展してきたといってよい。イギリスの例をみても、はじめ課税に対する同意が主張され(マグナ・カルタや権利請願)、名誉革命の後は国費の支出に対するコントロールもまた議会の重要な任務とされている(権利章典)。欧米における近代革命もこの財政問題に端を発することが少なくない（アメリカの独立運動は植民地人への同意なき潔税への抵抗に始まったし、フランスでも国王の新課税政策が革命の端緒となり、人権宣言１４条を生み出している)。本国憲法第七章「財政」におかれる諸条項は、一見して形式的・技術的規定にみえるけれども、その背後には近代国家の財政民主化を達成するための長い闘争の歴史があるし、また憲法の全体の基本的な観念が現われていることを忘れではなるまい。

中略

日本国憲法は、このような国会のコントロールへの制限を排除し、財政民主主義(財政立憲主義、財政国会中心主義といってもよい)を確立し、およそ国の財政は、主権者である国民の代表である国会という最高で唯一の議決機関の権能に服することとなった。それが「国の財

政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」８３条)という規定の意味である。これは、財政の章のはじめにあって、財政の処理という行政権の作用をすべて国会の監督のもとにおくという財政処理の基本原則を宣明したものである。そしてこの一般原則である財政民主主義の建前は、８４条以下の憲法の各条項によって具体化されている。

「国の財政」は地方財政と区別されるが、地方公共団体の財政処理権も国の授権によるもので、国の財政にとって重要な関連性をもち、法律で規制され、国の監督をうける範囲が少なくないから、地方財政にも憲法８３条の原則がおし及ぼされよう。

２、明治憲法下における財政

明治憲法も、近代憲法として「会計」と題する章をおいた。そこでは、国の歳出入は予算として毎年帝国議会の協賛を経なければならないものとし、財政への議会の統制を認めていた。しかし、そのコントロールには多くの制約がおかれていた。皇室経費は増額のとき以外は議会の協賛を要しないこと、および既定費(天皇の大権に基づく行為の結果として必要な歳出、たとえば官吏の俸給)、法律費(法律の制定そのものによって支出を必要とされる歳出、たとえば恩給費)、義務費(法律上政府の支出の義務に属する歳出、たとえば国債の利息)は、政府の同意なしには議会が削除削減できないことは、議会の財政監督権を限定するものであった。そして、緊急財政処分や予算不成立のときの度予算施行の制度なども、政府がその責任で財政を処理することを認めたものといえる。

このように、財政への議会の監視は、制限されていた。このことが、あの忌まわしい侵略戦争・植民地支配・軍事占領に至る挙国一致の戦時体制を可能とした大きな一つの要因であった。

３、日本国憲法における財政立憲主義（財政民主主義）

日本国憲法は、このような国会のコントロールへの制限を排除し、財政立憲主義（財政民主主義)を確立し、国の財政は、主権者である国民の代表である国会という最高で唯一の議決機関の権能に服することとなった。それが「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」(８３条)という規定の意味である。これは、財政の章のはじめにあって、財政の処理という行政権の作用をすべて国会の監督のもとにおくという財政処理の基本原則を宣明したものである。そしてこの一般原則である財政民主主義の建前は、８４条以下の憲法の各条項によって具体化されている。

４、戦前の反省に基づく憲法・地方自治法が示す財政立憲主義

この財政立憲主義は、国家財政の租税、公債、予算、国庫会計制度などに関する諸制度だけでなく、次のように地方公共団体（以下「自治体」という。）も同様である。つまり、憲法第９２条で、「地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とし、同法第９４条で、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例

を制定することができる」と定めた。そして、憲法の条項を具体化する多数の地方自治関連法規の体系が生まれ、地方財政法などの財政に関する法規が制定された。これらの諸制度の総体を**財政立憲主義**制度という。よって、これらの法規を解釈する際には、たとえば、次のことなどを前提とすることが求められる。

憲法第２５条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。２　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と明記し、さらには、地方自治法第１条の２では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定している。当然ながら、この趣旨に基づき財政運営を健全に保持することを国及び自治体は、求められている。

つまり、国及び自治体の財政運営の大きな目的は、住民の「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」を行うことである。また、地方財政法第４条では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とし、同４条の２では、「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」とし、この目的に即した健全な運営を求めている。

また、憲法第９２条にある「地方自治の本旨」とは、「団体自治」と「住民自治」であり、「団体自治」とは、主に「国家」の関係における自治体の自主的自治（国家権力からの独立）であり、地方財政の自主権の確立なくして地方自治はあり得ないとする〈地方財政の自主性〉の大原則などであり、「住民自治」とは、住民の代表者による議会における予算の同意（議決）、直接民主主義の仕組みとして条例の制定・改廃の請求、事務監査請求、議会の解散請求、議員・首長・特別公務員のリコール請求などの制度とともに、住民監査請求及び住民訴訟制度に現れる自治体構成員である住民の自治ということである。

この住民監査請求及び住民訴訟制度を最高裁判決には、

> 住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたもの・・。
>
> 最高裁判決小法廷１９８７年2月２０日

> 住民訴訟は、（中略）地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものであるところから、これを防止するため、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もつて地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたもの・・・。
>
> 最高裁判所小法廷判１９７８年3月３０日決判

つまり、住民監査請求制度の源は、上記の財務立憲主義にあり、行政の腐敗を防止し、住民全体の利益を確保する見地から、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環としての住民に与えられ

ている権能である。

５、財政立憲主義原理に基づく財務行為への重層的自己点検・調査権

以上の趣旨に基づき、財務会計法規において、次のように、審査・調査を首長や会計管理者に調査権を与えて、地方財務行政の適正な運営を確保しようとする多重的点検の一つとしている。

地方自治法第２２１条では、「普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる」とし、同法第２３２の３では、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」とている。また、同法第２３２の４では、「会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。２　会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とある。

これを受けて、今治市会計規則では、第４３条で、「課長等は、支出命令書（別記様式第２１号。負担行為と同時にする支出については支出負担行為書兼支出命令書（別記様式第２１号)、公金振替命令書により、払われるべき支出については公金振替命令書）を発行しようとするときは、次に掲げる事項を確認しなければならない」とし、「（１）　法令又は契約に違反していないか」とある。

また、同規則第４５条には、「会計管理者は、支出命令書の送付を受けたときは、法令及び関係書類に基づき当該支出負担行為に関して審査し、支払の決定をしなければならない。２　前項の場合において、会計管理者は、支出命令権者又は支出負担行為担当者に対し、支出命令及び支出負担行為が法令及び予算に違反していないこと並びに当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認するため必要があるときは、関係書類を徴し、又は自ら実地に調査するものとする」とある。

さらには、同規則第１４７条には、「市長は、必要があるときは、職員のうちから検査員を命じて、出納員、現金取扱員及び前渡資金担任者の取扱いに係る帳簿、証拠書類その他金銭会計事務の一切について、検査させることができる。
２　市長は、必要があるときは、前項に規定する職員以外の職員の取扱いに係る会計事務について、検査をさせることができる」とある。そのうえで、同規則第１５０条には、「会計管理者は、会計事務の検査をしようとするときは、所属の職員のうちから検査員を命じ、その対象、項目、日時、及び場所並びに検査員の職名及び氏名をあらかじめ部長等に通知しなければならない。２前条の規定は、前項の検査員による検査の結果報告についてこれを準用する。３　会計管理者は、前項の規定により検査員から報告を受けたときは、その内容を部長等に通知しなければならない」と定めている。

そして、以下に示す地方自治法、地方財政法、今治市契約規則で明らかなように、事務及び財務行為の原則として、「最少の経費で最大の効果を挙げる」との規定を受ける。

この一点からも、別紙１で明らかにように適切な教科書である当該教科書であることから、さらには、別紙２で明らかなように違法な当該採択に基づく当該図書の購入は、これに反することは明白である。

地方自治法第１条の２

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

同法第２条第１４項

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

同法第２３４条

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

２　前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

３　普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

地方財政法第４条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。

今治市契約規則第２６条

市長は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

２　市長は、総合評価一般競争入札を行った場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、落札者決定基準を満たす者であって、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とするものとする。

同規則第２７条

市の所有に属する財産と、市以外の者の所有に属する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額その他の条件が市にとって最も有利な申込みをした者を落札者とするものとする。

６、独立機関である教育委員会に対する地自体の長の権限について

では、独立した教育執行機関が行った当該採択に対して、地自体の長などが財務立憲主義に基づく点検・審査の権限がどこまで可能であるのかを検証する。

このケースによく当てはめられるのが、次の最高裁平成４年１２月１５日第三小法廷判決である。

財務会計行為の違法性については、「教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、教育委員会がした学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する処分（地方教育行政の組織及び運営に関する法律２３条３号）については、地方公共団体の長は、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない暇庇の存する場合でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である。けだし、地方公共団体の長は、関係規定に基づき予算執行の適正を確保すべき責任を地方公共団体に対して負担するものであるが、反面、同法に基づく独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではなく、このことから、地方公共団体の長の有する予算の執行機関としての職務権限には、おのずから制約が存するものというべきであるからである。」（最高裁平成４年１２月１５日第三小法廷判決・民集４６巻９号２７５３頁）とある。

これを考察する際に、次のことを踏まえることが不可欠である。

戦前・戦中の教育制度に対する反省に基づく戦後教育制度改革は、大きくは、三つの制度的保障からなっている。しかもこの三つの制度的保障は、一体として機能し、教育への不当な介入を制限さ、そして、「はつらつたる生命をもつ、自由で自治的な教育」を確保しようとしているのである。このことを戦後教育の教育方針である教育基本法の立案の任にあたった当事者たちが書き、立法者意思を明かにした『教育基本法の解説』（以下『解説書』という。）から確認する。

『解説書』（１２６頁）には、次のように述べている。

わが国では、明治５年に学制をしき、全国の教育制度を統一するとともに、教育行政上の権能を中央政府に総括する主義を確立した。

中略

この制度は、地方の実情に即する教育の発達を困難ならしめるとともに、教育者の創意とくふうとを阻害し、ために教育は画一的形式に流れざるをえなかった。又、この制度の精神及びこの制度は、教育行政が教育内容の面にまで立ち入った干渉をなすことを可能にし、遂に時代の政治力に屈して、極端な国家主義的又は軍国主義的イデオロギーによる教育・思想・学問の統制さえ容易に行なわれるに至らしめた制度であった。

このような反省から、国家による教育の中央集権を廃して、「教育の地方分権制度」を採用した（以下「教育の地方分権」という。)。これが、制度的保障の一つである。

『解説書』には、続けて、次のように述べている。

（戦前の）地方教育制度は、一般内務行政の一部として、教育に関して十分な経験と理解のない内務系統の官吏によって指導させられてきたのである。このような教育行政が行なわれるところには、はつらつたる生命をもつ、自由で自治的な教育が生まれることはきわめて困難であった。

と反省し、これに基づき、地方公共団体からも独立した行政委員会としての教育委員会を設置した（「教育委員会の自治体からの独立制度」という。)。これが、二つ目の制度的保障である。

三つ目の制度的保障が、教育基本法１０条第２項の規定の「「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」であるが、これについて、『解説書』１３１頁の３行目に、次のように述べている。

本条第二項は、第一項の国民と教育と関係を基礎にして、教育行政の任務とその限界を定めたものである。

中略

「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」というのは、先に述べた教育行政の特殊性からして、それは教育内容に介入すべきものではなく、教育の外にあって、教育を守り育てるための諸条件を整えることにその目標を置くべきだというのである。

このように、教育委員会の任務と限界を明らかにし、教育委員会は、「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」することを任務とし、「教育委員会も教育内容に介入すべきでない」としている（以下「教育行政の任務と限界制度」という。）。

憲法学者の奥平康弘氏も『憲法Ⅲ人権（２)』４２２頁）で次のように述べている。

学校教育における政治的中立性の確保という要請にふかくかかわる。ふつう、政治的中立の確保は、教師、とくに義務教育諸学校における教師に対する義務づけとして理解されている。けれども、この要講がもっともつよく向けられねばならないのは、通常「国家」という総括名称で呼ばれるところの統治機関（国会、中央および地方の教育行政機関）に対してである。この原理は、教育基本法１０条の規定、「①教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。②教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」に、表現されているとおりである。これは、「国家の教育権」を制約するものとして、たんに教育基本法が定めているにとどまらず、日本国憲法自体が命じているところでもあるのである。

以上のように、『解説書』にある、「画一的形式」でなく、「はつらつたる生命をもつ、自由で自治的な教育」を確保するために、教育への不当な介入を制限する権力の対象として、統治機関（国会、中央および地方の教育行政機関）としている。

以上のように、一番目に、国、つまり文部省からの教育内容の介入を制限する「教育の地方分権制度」、二番目に、地方自治体からの支配・介入を制限する「教育委員会の自治体からの独立制度」、そして、三番目に、教育委員会による教育内容の介入を制限する「教育行政の任務と限界制度」を定めたのである。

つまり、この三つの制度的保障の二番目の「自治体からの教育委員会の独立制度」だけを取り出し、三番目の教育委員会の教育への不当な介入を行った当該採択、つまり、教員らの調査報告書や選定委員会の答申に示された教科書の評価を無視して、極めて評価の低い当該育鵬社版教科書を教育委員らの独自の私的な評価に基づく採択という違法な採択を棚に上げ、切り離して、無視して、二番目の制度的保障の「独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではな」との理由で、当該違法な採択を合法化することはできないことは明白である。

そもそも、「教育委員会の違法行為を棚に上げて」、「独立した機関の判断であるから」外部からの介入は制限されているとの主張は、この制度的保障の根本的原理は、国会、中央及び地方の教育行政機関による教育への不当な介入を制限するためのものであり、「独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではなく」との理由で教育委員会の不当な介入を合理化したり、棚に上げるためにこの制度の根本を形骸化するもので、到底採用できない。つまり、この制度の目的を逆利用・転倒させることであり、「盗人猛々しい」詭弁というほかない。

また、この最高裁判決の事件は、教育委員会の組織の中での「人事に関する処分」の妥当性に関する判断であり、一方、当該採択は、当該教育委員会が行ってはならない制度的禁止事項を犯したという事件であり、事件の性質が全く異なる。しかも、当該違法採択による影響（不利益）は、住民の構成員である子どもたちや保護者たちに及び、子どもたちの教育権・学習権に直接かかわる問題でもあり、最高裁判決のケースとは異なり、当てはめることはできない。

万が一、仮に、本件を最高裁第三小法廷判決に当てはめることが可能である事象の事件であるとした場合においても、今治市教委が犯した違憲・違法・不正は、「全くの事実の基礎を欠」き、「社会通念に照らして著しく妥当性を欠い」ていることは明白であり、「市長ないし財務会計行為担当者に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用」となり、そのような裁量権は、市長らには与えられていない。

つまり、当該採択は、まさに住民訴訟における典型的な「違法性の継承」に該当する事件であり、当該採択に基づく、当該図書の購入を行うことは明らかに違法な公費に支出に該当する。

また、当該違法な採択を放置ないし、当該図書を購入するための財務会計行為を行うことは、財務立憲主義原理から、当該財務会計担当者の責務を怠ることになる。

まとめ

以上のことから明らかのように、財政を担当するものは、単に形式的な会計上の手続きを点検・審査するだけでなく、当該財務会計行為の直接的原因となる当該採択が、採択目的に即した教科書が選定されているのか、当該採択が適切な手続きを経て適正かつ公正に行われているのかを点検・審査する必要が不可欠である。

以上

資料２

当該育鵬社版教科書の記述内容には、違憲・違法があり、適切な教科書ではない

目次

はじめに..... 13
１、子どもの学習権を保障しない当該育鵬社版教科書..... 14
２、軍国主義・国家主義の排除と民主主義・平和教育を目指した戦後教育方針.... 16
３、育鵬社版歴史・同公民教科書の記述内容の検証..... 19
3-1　軍国主義につながる侵略戦争の肯定する育鵬社版歴史教科書..... 19
3-1-1　「武士道」に見られる「国家天下」への忠義の強調..... 19
3-1-2　「二宮尊徳」の取り上げに見られる国に尽くす美徳の強調..... 20
3-2　最高裁判決に反する記述内容..... 21
まとめ..... 26

はじめに

日本国は、ポツダム宣言を無条件で受諾し、また、自らも、大日本帝国憲法下の「戦前日本」への批判・反省に基づいて、現在の日本国憲法と民主主義に基づく戦後日本国家をつくっていく

にあたり、戦後国家は、その大きな妨げとなる「戦前教育」の批判的検討を行ない、その「除去」を敢行するために、下記のように、戦後教育方針とし、軍国主義・国家主義を排除し、民主主義・平和教育を目指した。

当然ながら、今治市教委は、これに基づき、戦後教育方針としての軍国主義・国家主義を排除し、この民主主義・平和教育を満たした教科書を採択する義務を負っている。

また、今治市教委は、所管の学校の校長を通じ、子どもの権利条約に基づく子どもの学習権を保障した教科書を、下記のように最高裁判所大法廷判決（1976 年 5 月 21 日、旭川学力テスト事件、以下「最高裁判決」という。）に反しない教科書を給与する責務を負っている。

しかしながら、当該採択教科書の記述内容は、下記のように、子どもの権利条約に反し、軍国主義・国家主義を排除した民主主義・平和教育に反し、かつ最高裁判決に反する違憲・違法がある。

１、子どもの学習権を保障しない当該育鵬社版教科書

今治市教委は、子どもたちにとって適切な教科書が選定され、採択されるための条件整備を整える責務を負っている。

子どもたちにとってどのような教科書が適切なのかという基準としては、憲法及び１９８９年に国際連合総会において全会一致で採択された子どもの人権条約（１９９４年に日本は批准・公布）を第一に当てはめる必要がある。なぜなら、子どもの人権条約は、下記のように、「教育はそれ自体で人権」であり、子どもの人権条約は、文字どおり子どもの人権に関する条例であり、憲法第９８条２項により、「国内法の序列上、同条約は、憲法よりも下位にあるが、少なくとも国会の制定法よりも優位の法的効力を持つことについては学説上実務上も争いがない（「逐条解説」子どもの権利条約　喜多明人ら著　日本評論社　１４頁)」からである。

子どもの人権条約第２８条（教育への権利)、同第２９条（教育の目的）について、先の「逐条解説」では、次のように述べている。

> 「教育はそれ自体で人権であるとともに、他の人権を実現する不可欠な手段」（社会権規約委員会一般的意見１３号１）とあるように、教育は、人格の全面的かつ調和のとれた発達を促す人権であると同時に、自由と平等が保障された平和な社会の形成を実現するために必要不可欠なものである。・・・・・中略・・・。
>
> また、教育への権利は、２９条に独立して規定された「教育の目的」とともに理解することが必要である。この権利は、単に教育機会の保障や教育条件整備だけでなく、保障される教育の内容をも問うものである。すなわち、過去の戦争や紛争において、教育が、人種的、国民的、民族的、宗教的集団間の溝を埋めるどころかかえって広げることに利用された歴史を反省し、子どもの教育は、人格・才能・能力の最大限の発達、人権の尊重、親や子ども自身の文化的アイデンティティ・言語。価値の尊重、多様な価値観や自己の文明と異なる文明の尊重、国際理解・平和・寛容・性の平等・友好の精神の下で自由な社会における責任ある生活の準備、および自然環境の尊重を促進するものでなければならない。」（１７２頁）

「ここで確認されなければならないのは、本条（２９条＊原告注入）が重視するのは第二次世界大戦を経てそれまでの各国の教育内容が国の意のままに偏狭な国家主義・軍国主義に堕したことへの反省から、むしろ国の恣意的な教育統制を戒め、国際人権保障の水準に各国の教育目的を適合させることに重点を置いたものと解されるという点である。」（１８０頁）

以上のように、「教育はそれ自体で人権であるとともに、他の人権を実現する不可欠な手段」と位置づけられ、この位置付けにもとづき適切な教科書が選定され、採択される必要がある。なお、同第２９条１項は次のとおりである。

第 29 条

1. 締約国は、子どもの教育が次のことを指向すべきことに同意する。
   a. 子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
   b. 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
   c. 子どもの父母、子どもの文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
   d. すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
   e. 自然環境の尊重を育成すること。

また、北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決（１９７６年５月２１日）は、次のように「子どもの教育は、子どもが将来一人前の大人となり、共同社会の一員としてその中で生活し、自己の人格を完成、実現していく基礎となる能力を身につけるために必要不可欠な営み」とし、その上で、憲法第２６条についての規定について、次のように判示し、子どもの学習権を認めている。

「この規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである。

さらに、次のように国家的介入は許されないと判示し、子どもたちにとって適切な教科書が選定され、採択されるための条件整備を整える責務を今治市教委らは負っていることは明白である。

「人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観

念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法２６条、１３条の規定上からも許されないと解することができる・・・。」

育鵬社版歴史教科書（以下「歴史教科書」という。）及び育鵬社版公民教科書（以下「公民教科書」という。）の記述内容は、下記のように戦後教育方針としの軍国主義・国家主義を排除し、民主主義・平和教育に反し、侵略戦争を正当化、当該今治地区の子どもたちにとって適した教科書とは到底言えない。

２、軍国主義・国家主義の排除と民主主義・平和教育を目指した戦後教育方針

１９４５年7月２６日、アメリカ・イギリス・中国の３国の対日共同宣言としてポツダム宣言が公表された。全文は１３項からなり、１～５項は戦争終結の機会を与えようとする最後通牒であり、６項以下に、軍国主義の除去、日本を占領すること、領土制限、武装解除と復員、民主主義の確立、平和産業の確立、戦争犯罪人の処罰、無条件降伏などが示されていた。同年８月１４日、日本は「ポツダム宣言」を受諾し、これにもとづき戦後の日本がはじまった。そして、このポツダム宣言は、次のように軍国主義の除去を示していた。なお、読み易くするためにカタカナ表記をひらがな表記に変えた（以下、同じ）。

『六　吾等は無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至る迄は平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て日本国国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は永久に除去せられざるべからず　　』

そして、マッカーサーを最高司令官とする戦後連合国軍最高総司令部（以下「ＧＨＱ」という。）が、日本の管理にあたることとなった。その管理、つまり、日本の支配方法は、日本政府及び官僚行政機構を通して行った。この対日政策の基本は、ポツダム宣言にもとづいてなされたが、日本の非軍事化と民主化であった。

このなか文部省は、地方長官直轄学校長等に次々と訓令を発し、同年 9 月 15 日に次の「新日本建設ノ教育方針」を発表し、これまでの教科書の記載内容において主として「軍国主義の除去」との関連で「訂正削除」すべき部分を明らかにした。

『 文部省では戦争終結に関する大詔の御趣旨を奉体して世界平和と人類の福祉に貢献すべき新日本の建設に資するが為め従来の戦争遂行の要請に基く教育施策を一掃して文化国家、道義国家建設の根基に培ふ文教諸施策の実行に努めてゐる

三　教科書

教科書は新教育方針に即応して根本的改訂を断行しなければならないが差当り訂正削除すべき部分を指示して教授上遺憾なきを期することとなつた　　』

そして、同月２０日に、「終戦ニ伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件」(『教科書でつづる近代日本教育制度史』平田宗史著　２２９～２３０頁）として、文部次官の各地方長官宛通牒が出され、「省略削除又ハ取扱上注意スベキ教材ノ規準概ネ左ノ如シ」とし、次のように具体的な削除箇所等を示し、これにもとづいて、教員が、子どもたちに墨を塗らせ、いわゆる「墨塗り教科書」を使用することになる。

『(ｲ) 國防軍事等を強調せる教材
(ﾛ) 戦意高揚にかん關する教材
(ﾊ) 国際の和親を妨ぐる虞ある教材　　』

一方、同年１０月２２日に次の「日本教育制度ニ対スル管理政策」が「連合国軍最高司令部ヨリ終戦連絡中央事務局経由日本帝国政府ニ対スル覚書」が出され、そこには、次のように「軍国主義的及ビ極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止」している。

『一　日本新内閣に対し教育に関する占領の目的及政策を充分に理解せしむる連合国軍最高司令部は茲に左の指令を発する

Ａ教育内容は左の政策に基き批判的に検討、改訂、管理せらるべきこと

（１）軍国主義的及び極端なる国家主義的イデオロギーの普及を禁止すること、軍事教育の学科及び教練は凡て廃止すること　　』

『Ｂあらゆる教育機関の関係者は左の方針に基き取調べられその結果に従ひ夫々留任、退職、復職、任命、再教育又は転職せらるべきこと

（１）教師及び教育関係官公吏は出来得る限り迅速に取調べらるべきこと、あらゆる職業軍人乃至軍国主義、極端なる国家主義の積極的なる鼓吹者及び占領政策に対して積極的に反対する人々は罷免せらるべきこと　　』

『Ｃ教育過程に於ける技術的内容は左の政策に基き批判的に検討、改訂、管理せらるべきこと

（１）急迫せる現情に鑑み一時的に其の使用を許されてゐる現行の教課目、教科書、教授指導書その他の教材は出来得る限り速かに検討せらるべきであり、軍国主義的乃至極端なる国家主義的イデオロギーを助長する目的を以て作成せられたる箇所は削除せらるべきこと　　』

以上のように除去の対象は、教科書だけでなく、軍国主義・国家主義教育を積極的に担った教員や教育関係者に罷免を求め、徹底してそれを除去しようとした。

そして、軍国主義、極端な国家主義、神道思想の教育の中核であって、教科書や教材の一部を省略・削除する程度ではポツダム宣言の趣旨に合致しないと判断した終身、日本歴史（国史)、地

理の教科の授業の停止とそれらの教科書の蒐集・廃棄及び司令部の許可があるまで再開しないことを指示したのが、次の「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」(『教科書でつづる近代日本教育制度史』平田宗史著　２３０～２３２頁）である。

『修身、日本歴史及び地理停止に関する件　連合国軍最高司令官総司令部参謀副官第八号民間情報教育部より終戦連絡中央事務局経由日本帝国政府宛覚書）
一　昭和二十年十二月十五日附指令第三号国家神道及ひ教義に対する政府の保障と支援の撤廃に関する民間情報教育部の基本的指令に基き且日本政府が軍国主義的及び極端な国家主義的観念を或る種の教科書に執拗に織込んで生徒に課しかかる観念を生徒の頭脳に植込まそが為めに教育を利用せるに鑑み茲に左の如き指令を発する

（イ）文部省は曩に官公私立学校を含む一切の教育施設に於いて使用すべき修身日本歴史及び地理の教科書及び教師用参考書を発行し又は認可せるもこれら修身、日本歴史及び地理の総ての課程を直ちに中止し司令部の許可ある迄再び開始せざること　』

これらの経過を１９４７年公布の教育基本法の『教育基本法の解説』(戦後教育の教育方針を示した教育基本法成立直後に、その立案の任にあたった当事者たちが書き、立法者意思を明かにしたもの）に次のように述べている。

『ポツダム宣言には、第一に、日本から軍国主義と極端な国家主義を除去し、それに代わって平和主義を確立すること、第二に、官僚主義と封建思想を一掃し、それに代わって民主主義とその前提としての基本的人権を確立することを強く要求している。・・・・・・略・・・・。
連合国は、日本の管理をはじめて間もなく・・・・「日本の教育制度の管理に関する覚書」を発した。この覚書の主要な実質的内容は三つで、教育の基本方針、教職員の粛正、教育の具体的方法である。
(1) 教育の根本方針として二つがあげられ、・・・・第一に、軍国主義的及び極端な国家主義的観念の普及を禁止し、あらゆる軍国主義的の教育と訓練を中止すること。・・・・・・略・・・・・・。
この覚書が基礎となって更に次の三つが発せられた。
その第一は、・・・・「教員及び教育関係者の調査、除外、許可に関する覚書」である。・・・・・・。
その第二は、・・・・「国家神道、神社神道に対する政府の保證、支援、保全、監督及び弘布の廃止に関する覚書」である。・・・・・・・・。
その第三は、・・・・・「終身、日本歴史及び地理の停止に関する覚書」である。この覚書は、これらの学科が軍国主義及び極端な国家主義的の観念を学生・生徒・児童に押しつける役割を果たしてきたことに鑑み、教育粛正に関する一つの措置として、その授業の停止、教科書の回収などを指令したものである。　』
（文部省教育法令研究会『教育基本法の解説』４頁～６頁）

以上は、ポツダム宣言に基づくＧＨＱによる日本の占領政策における軍国主義・国家主義教

育を除去である。しかし、このことは、平和憲法下の戦後教育方針においても引き継がれ、占領政策としてではなく、日本独自の教育方針となっていった。そのことは、以下に引用する前出の『教育基本法の解説』における田中二郎（当時東京大学教授、後の最高裁判事）の序と田中耕太郎文部大臣『教育改革指針』からも明白である。このことは、今日においても何ら変わることはない。

『ポツダム宣言は、日本のルネッサンスの曉鐘ともいうことができよう。個人の尊厳性が、ここではじめて反省され、国民ひとりびとりの責任の重大性が、ようやく自覚されることになった。そして、この国民の反省と自覚として、国家としては、民主主義と平和主義を旗じるしとして、新しい日本の建設をめざすことになったのである。

この見地に立って、憲法の根本的改正が断行され、諸法律の徹底的改革と諸制度の全面的刷新が著々と進められようとしている。憲法の改正をはじめとする各種の法律や制度の改革は、もとより必要であり、有意義である。しかし、それだけでは、とうてい、われわれに課せられた新日本建設の責任は果たせない。ここで何よりも必要なことは、日本人の考え方や思想が、個人の尊厳性とその責任の重大性の自覚を前提として、真の民主主義と平和主義とに転換することである。　　』

（『教育基本法の解説』の序４P）

『わが国が開始すべからず戦争を開始し、継続すべからず戦争を破壊の直前まで継続した大きな罪悪と過誤とが、そのもとをたどれば結局のところ、明治以来の特に既往２０年間の国家主義的・軍国主義的教育に胚胎していることは、今日識者の例外なく承認するところであります。　』

（田中耕太郎文部大臣『教育改革指針』より）

３、育鵬社版歴史・同公民教科書の記述内容の検証

3-1　軍国主義につながる侵略戦争の肯定する育鵬社版歴史教科書

歴史教科書のもう一つの特徴を端的に現しているのが、１１４頁の「読み物コラム」としての「ＴＨＥ江戸時代」の１１５頁の「武士道」、「人物コラム」の「農村を立て直した二宮尊徳と大原幽学」として「二宮尊徳の独立と報徳の教え」などである。「武士道」にある「大石良雄」と「二宮尊徳の独立と報徳の教え」の「二宮尊徳（幼名、金次郎）は、国定教科書において登場する人物で、その取り上げ下方が、国定教科の「忠君愛国」など国家主義的教育内容にと同質性・類似性がある。これを取り上げているのは、分裂で袂を分けた「新しい歴史教科書をつくる会」が編纂した自由社版歴史教科書と同様に、他の中学校歴史教科書と際立って異なる特徴である。

3-1-1　「武士道」に見られる「国家天下」への忠義の強調

歴史教科で「武士道」で取り上げている『忠臣蔵』（赤穂浪士）は、軍国主義・国家主義であると先に示した『修身、日本歴史及び地理停止に関する件』において回収され、発行停止となった国史国定教科書でも大きく取り上げられていたものである。

たとえば、『尋常小学国史　下巻』には、「第四十一　大石良雄」とあり、見出しとして、「武勇の気風滅ふ」、「良雄等の忠節」と記載され、「良雄等の節義に感ぜざるはなく、赤穂義士のほまれ甚だ高く、此の後ながく士民の義心を励ましたりき」と結んでいる（『日本教科書体系近代編第２０巻歴史（三）』６９７～６９９頁）。この国史国定教科書の内容は、教育勅語をそのまま体現したものになっている。つまり、「天皇の臣民としての自覚とその実践」であり、「日常の暮らしのなかでは、家父長制度の頂点に位置する父親に対して孝行を尽くし、勤勉に働き」などいわゆる「滅私奉公」を実践する臣民であり、一方、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ以テ、天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」ということで、「英霊となることも厭わぬ臣民」の育成である。

第一次世界大戦後の時勢のなか、教育運動が起こり、各教科とも国定教科書の大修正が行われ、それまでの『尋常小学日本歴史』を『尋常小学国史』と改めた。この「国史」という文字は、先に示したＧＨＱの指令でよって歴史授業が停止となるまで使われている。

国史と改めた目的は、国民精神を振作して国家思想（国家主義）を涵養する方針が修身教科書とともに国史の教科書にも特に加えられたことを示している。この方針は１９３１年の「満州事変」以降にさらに強まり、１９４１年の国民学校令により、教科のひとつに国民科（国体の精華を明らかに、国民精神を涵養し、皇国の使命を自覚せしめる）が設けられ、この国民科のなかに国史、修身、地理、国語が編入された（(『日本教科書体系近代編第２０巻歴史（三）』５９２～５９８頁）。このことを念頭に置きながら、「武士道」などを検証すると同質性、類似性がさらに明らかにである。

「武士道」との小見出しの後に、いわゆる『忠臣蔵』として流布されている内容が記載され、「武士道は、主君のために命を投げ出し戦う覚悟が中心でした・・・・主君個人より家への忠義、さらには「国家天下」への忠義が重視され、自己の利益よりも全体のことを考えて行動することが求められました。・・・・それは、明治以降、欧米列強と向き合うわが国の指導者たちに受けつがれたと考えられます。」と記載されている。

歴史教科書での「武士道」の取り上げ方と国史国定教科書の取り上げ方に同質性、類似性がある。国史国定教科書において大石良雄が取り上げている目的は、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ以テ、天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」のためである。当該歴史教科書においても、「武士道」で記載されていることは、その後の先に示した「日露戦争」、「大東亜戦争」における戦場における日本軍兵士及びこれらの戦争の指導者の精神を支えるものとして描かれ、それは、まさに国定教科書が担ったものと同質の目的を、つまり、「主君への忠義をまっとうするためにみずからの命をすてる」という効果を「武士道」に与えている。

3-1-2　「二宮尊徳」の取り上げに見られる国に尽くす美徳の強調

また、１３４頁の「二宮尊徳の自立と報徳の教え」で記載されていることは、やはり、国定教科書の修身の定番として記載し続けられた二宮尊徳の幼名である二宮金次郎の記載との間の同質性、類似性がある。たとえば、『尋常小学修身書　巻三　児童用』(『日本教科書体系

近代編　第３巻　修身（三）』、講談社　２５０～２５２頁）には、「四　かうこう」において、二宮金次郎を登場させ、「孝ハ徳ノハジメ」で結んでいる。さらに、「五　しごとにはげめ」においても、仕事に励んでいる様子を描き、「六　がくもん」として、昼間仕事に励んだ後、夜に学問をし、「世のため、人のためにつくして、後々までもたつとばれる、りつぱな人になりました」と結んでいる。金次郎を登場させている目的は、「日常の暮らしのなかでは、家父長制度の頂点に位置する父親に対して孝行を尽くし、勤勉に働き」などいわゆる「滅私奉公」を実践する臣民の育成である。

なお、二宮金次郎は、尋常小学読本唱歌（1911（明治 44）年）や新訂尋常小学唱歌（1932（昭和 7）年）に「二宮金次郎」があり、各学校の校庭に「金次郎像」が建てられるなどし、子どもたちに極めて大きな影響を与える人物像として、描かれ歌われていた。

当該歴史教科書における「二宮尊徳の自立と報徳の教え」の記載は、修身国定教科書で人々の脳裏に刻み込まれた「二宮尊徳」像を背景にし、現代風に変えてはいるが、そのベースとして国（公）に尽くす美徳（奉公）を描き、その反射として「滅私」を浮かび上がらせる作用がある。そこには、修身国定教科書において二宮金次郎と登場されている目的における同質性、類似性があり、国家主義がその裏にある。

以上のように、歴史教科書は、他の教科書（自由社版を除く）とは全く異なり、戦前において、天皇の臣民を育成するために国史、修身教科書に登場した人物を取り上げ、かつ、その国定教科書に描かれている人物の役割、つまり、国家主義と軍国主義の精神を涵養し、国家主義的思想を持つ子どもたちを育成するという目的ということにおける同質性、類似性があり、歴史終身教科書ともいえる特異な教科書である。

上記は、例示的に一部を示しただけに過ぎず、随所に軍国主義的・好戦的、国家主義的記載がある。また、歴史教科書に通低している価値観、思想は、戦争を肯定し、賛美しており、憲法の平和主義に反し、戦後の教育方針の平和教育に明らかに反し、違憲・違法な記述があり、到底適切な教科書といはいえない。

3-2　最高裁判決に反する記述内容

髙嶋伸欣琉球大学名誉教授は、意見書（平成２２年（行ウ）第２号事件）において、扶桑社版教科書について、次のように最高裁判決に示された憲法違反行為である「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制する」ものである事実を、次のように述べている。当該教科書は扶桑社版教科書でなく、育鵬社版教科書であるが、記述内容には、類似性があり、当該教科書にそのまま当てはまるので、そのまま引用する。

⑥「誤った知識や一方的な観念」を植えつける教育の「強制」を大法廷判決が違憲とした意味

前述の「旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決」（1976 年 5 月 21 日）においては、政府文部省による教育内容への関与について、それは政党政治の下にある限り「できるだけ抑

制的であることが要請される」と、明確に判示している。

加えて、以下のように違憲とされる教育内容への国家的介入を、例示している。「殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法 26 条、13 条の規定上からも許されないと解することができる」と。

「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するような」国家権力の介入を実行したのが、戦前・戦中の日本政府による国定教科書と教育勅語を用いた教育統制であり、軍国主義一色に染め抜かれた学校教育であったことは、歴史上の事実として周知のものとなっている。このことは、中学校以上の歴史教科書にも明記されている。従って、万が一にも、こうした不当かつ危険な教育が再現されつつあるのを司法を含め大人社会が阻止できていないと生徒たちが知るところとなれば、大人社会に対する強い不信感を植えつけることになりかねない。

また、この一方的な教育への国家的介入によって日本を含む東アジアおよび東南アジアの国々を戦争の惨禍に巻き込む軍国主義社会の形成者に一般国民が仕立てあげられたという反省が、戦後社会再出発に際しての原点とされていることは、日本国憲法の前文に明記されている。だからこそ、本件最高裁大法廷判決においても、この反省点を強調し、教育行政権を有する政府文部省等に対し、殊さらに念押しをしたものと考えられる。

しかし、本件最高裁大法廷判決（1976 年）以後の検定においても、文部省（現、文科省）は、「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育」の強制を、教科書検定を通じて、くり返してきた。

そのことは、いわゆる第 3 次家永教科書裁判において、争点とされた 8 件の内の 4 件で検定は違法であると最高裁判所判決（大野裁判長、1997 年 8 月 29 日）によって確認された事例でも、明らかにされている。同判決によって、国は家永三郎氏に 40 万円の賠償金を支払っている。

同判決が審理した事案は 1980 年代前半の検定によるものであったが、文部省および文科省による教科書検定を通じ、その後も「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育」の強制に文科省が加担する教育行政がくり返されている。（意見書８～９頁）

髙嶋伸欣琉球大学名誉教授は、以上の前置きを述べた後、その具体的事例を示している。この事例は、次のように「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「くる会」という。）主導による扶桑社版『新訂版・新しい公民教科書』（以下「扶桑社版公民教科書」という。）についてではあるが、それは、公民教科書にもそのまま置き換えることができるので引用する。

なお、下記の引用にある扶桑社版公民教科書の「北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）による日本人拉致事件」と同様のことを公民教科書には、１７２頁の「人権が侵害されるということ」の「報道スペシャル『めぐみ、きっと助けてあげる』北朝鮮による日本人拉致事件」に記載されおり、扶桑社版公民教科書の「家族と個人」と同様のことを、公民教科書には、２６～２９頁にかけて「社会に一員としての私」「家族と私」に記載されている。

３、「一方的な観念を子どもに植えつけるような内容」を記述した扶桑社版教科書を検定合格とした事実

そのことを証明しているのが、「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「くる会」）主導による扶桑社版『改訂版・新しい歴史教科書』2006 年度と、同書の姉妹編である『新訂版・新しい公民教科書』2006 年度用とを、検定合格とした事実である。両書には、最高裁大法廷が違憲として例示した条件に当てはまる記述が多数記載されているにもかかわらず、文科省は検定においてそれらを是正させず、放置したままで採択用の見本本作成を認めたのだった。

ここにおいて、検定に合格しているのだから見本本の内容に違法性はないとする教育委員会等の主張は、明らかに失当であることが、明白となっている。

以下、「一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容」の例を示す。

(1)「北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）による日本人拉致事件

①　異常な扶桑社版公民の記述

扶桑社版『新訂版・新しい公民教科書』では、第１に、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）による日本人拉致事件を、巻頭の口絵以外にも本文中など合計 4 ヵ所でそれぞれ強調した扱いをくり返している。いずれも一方的に北朝鮮側を非難するもので、同事件が発生した当時の東アジア情勢や同情勢下で日米軍事同盟が北朝鮮にどのような脅威とみなされていたかなど、多角的、多面的な考察をするのを困難にさせている。

拉致問題において、日本の社会全体が被害者の家族の一員であるかのような一体感に染まり、理性的議論が封じられ、感情優先の状況が形成されている。その点を、中曽根康弘元総理が「感情的民主主義」よりも「理性的民主主義」で対処すべきとあえて提唱したことにも、この件の異常性が示されている。

そうした異常性をそのまま示している教科書記述は看過できない。

②　学校教育法にも違反している記述

こうした、一方的観念を植え付ける教科書記述は、明らかに最高裁大法廷が判示した違憲の事例に該当する。従って、これらの一方的記述を掲載した同書を検定合格とした文科省の検定（行政処分）は、違憲違法となる。さらに、こうした教科書として違憲の内容を含む同書の採択を決定した教育委員会は、結果において違憲の行為の共同責任を逸れられない。

さらに、そのこと以前に、こうした一方的一面的な記述のあるものは、本来的に教科書として不適切であるとの認識を有していることが、教科書採択権を持つ者には必須の条件とされる。それを先の大法廷判決は当然のこととして再認識させたに過ぎない。にもかかわらず、同教科書を採択した地方教育委員会が複数存在する。愛媛県教

育委員会もその内の１つであるという点において、同委員会には教科書採択権行使のための基本的資質を欠いていると考えられる。

なお、この件については、学校教育法の規定に反している点も指摘できる。教育基本法の全面的改定（2006 年 12 月 22 日）に伴う改定をされる以前の学校教育法（以下、旧学校法）においては、第 3 章・中学校の第 36 条・中学校教育の目標において、その第 3 項で「公正な判断力を養うこと」と明示している。同法にいう「判断力を養う」には、多様な評価、認識があることを生徒に示すことが不可欠で、一方的一面的な知識や観念だけを提示するものが、教科書として不適切であることを今さら念を押すまでもない。現に、中学校の歴史学習において一方的な内容の授業をしたとして処分された教師が提訴した東京地裁の判廷において、東京都教育委員会も、この条項は複数の観点、認識の提示を必要条件としているとの解釈を、文書で展開している。

このように旧学校法の条文に反した内容のものを検定合格とした文科大臣はもとより、それをまたあまたある検定合格教科書の中からあえて採択した教育委員会は、学校教育法（当時）違反の教育行政を遂行している点において、社会的要件を欠いていることになる。

③　生徒の成長を阻害する教科書

さらに、こうした学校教育法の規定に依拠しなくとも、学校教育の実情を知る者であれば、中学社会科公民的分野を学習する中学 3 年生の場合、大人顔負けの正義感と多角的多面的なバランス感覚を有していることを充分に承知していて、こうした一方的一面的な内容の教科書では知的刺激や意欲を喚起されず、学習の障害にさえなり、生徒の成長を阻害すると判断することになる。教員免状を持たず現場教育の経験がない検定官たちによって観念的な教育観で検定合格とされたものを、児童・生徒の実情も把握できていない少人数の教育委員だけで採択する時、こうした教科書としての条件を欠いているものをあえて選ぶという事態が生じることがある。実際にそれを生じさせたのが愛媛県教育委員会だったという次第である。

なお、学校現場では、生徒一人一人が個別に学習するのではなく、学級単位の集団学習が一般化していて、児童・生徒は互いの発言・発問等によって刺激しあい、競争心を発揮することで、一人だけでは到達できない深さと濃度の認識を得るという体験の繰り返しによって、授業への期待度を高めている。こうした教育効果の促進、維持を図るという観点に基づいた場合、本件のような一方的一面的記述は、いかに日本国内の世論が北朝鮮批判を強めていようとも、それがきわめて感情優先で理性的把握を欠いているものである限り、教科書としては、やはり不適切ということになる。

皮相的で感情的な世論に迎合しているだけでなく、そうした世論をさらに煽る効果を教育を通じて生み出す危険性を、事前に把握できていない文科大臣と教育委員会には、教科書検定と採択の権限行使をまかせられない。文科省や当該教育委員会にはこれまでの経過から自浄力の発揮は期待できない。そのため今回、本件原告人らが本件で司法にその本来の役割発揮を求め、その機会を設けた理由がここにある。

(2)「家族と個人」に関する一方的な観念の強調

①　家族のまとまり優先の観念のみを強調

次に、扶桑社版『新訂版・新しい公民教科書』の第 2 の問題記述、それは家庭においては個人よりも家族のまとまりが優先と決めつけている部分にある。

同新訂版の「第 1 章・現代社会と私たちの生活」では、第 2 節で「家族の意義を考えてみよう」として、「家族の役割」「家族の縮小」等の小節を設けた後に、節全体のまとめとして「家族と個人」を論じる。そこでは、冒頭で、憲法 24 条の個人の尊厳と両性の平等の規定に言及しながら、次のように結論づけている。

「他方で、個人の人格の形成には、家族というコミュニティ（共同社会）が大きな影響をあたえる。家族が個人の集まりでしかないと考えたり、個人が家族より優先されるようになると、家族の一体感は失われるおそれがある。家族のきずなの弱まりは社会の基盤を揺るがしかねず、家族というコミュニティを守ろうとする努力が必要である」と。

日本語の用法では、あることについて「Ａという考えがあるが、Ｂという考えもある」と表現した場合、ＡよりもＢを強調していることになる。この強調方法を用いているのが扶桑社新訂版の「家族と個人」の小節である。その強調効果は、文末を「努力が必要である」と決めつけることで、さらに高められている。

さらに、「つくる会」による中学公民教科書の旧版『新しい公民教科書』（扶桑社、2000 年度検定合格、2002 年度～2005 年度使用）（以下、扶桑社旧版公民教科書）では、同様に、「家族と個人」の小節を設け、その最後に次のように記述している。

「家族は、共同生活をとおして、相手への思いやり、同じ家族としての一体感、互いの努力、それぞれの役割や責任の意識を、個人の中に育てていく。家族は個人からなり、また個人は家族の存在を前提とする。どちらが優先するかと、どちらが重要かという関係にはない」と。

この扶桑社旧版公民教科書の記述と比較してみると、改訂新版の現行版の「家族と個人」では、「一方的な観念を子どもたちに植えつけるような」内容に変わっていることが、わかる。

②　21 世紀型の教科書像から外れている内容

さらに、2000 年以後の学校教育では、1990 年代の中央教育審議会（中教審）や教育課程審議会（教課審）の答申などを受けて、従来の知識修得重視から思考力・判断力育成の「生きる力」重視に教育目標を転換すると、文部省（現・文科省）もことある毎に強調している。近年、学力国際比較において日本の順位が下がったとして社会一般の関心を呼んでいるが、そこで「学力」とされているのは、知識量ではなく思考力の厚みを意味している。

こうした点から、主たる教材の教科書においても、従来型の知識量増大や心構えを強調する説得・説教調の記述は、時代錯誤のものとされている。にもかかわらず、こ

の扶桑社新訂版の「家族と個人」の小節は、説得・説教調の文脈で終始していて、社会的要請にも対応できていない。

まとめ

以上のように、歴史教科書及び公民教科書の記述内容には、

① 子どもの権利条約に反し、
② 軍国主義・国家主義を排除した戦後教育方針の民主主義・平和教育に反し
③ 最高裁判決に反する違憲・違法がある。

よって、到底適切な教科書といえる代物でなく、今治市教委が、行った当該採択における当該教科書の採択は、違憲・違法である。

以上

資料３

教育委員らは、独断的採択を行う必要条件を満たしていない

１、委員らも教科書を読むことが困難であると認めている

今治市教委の小田委員長は、２００９年４月８日に開催された第７回教育委員会において次のように述べ、委員らの「主体的に選定」、つまり、委員らの独自の教科書の評価にもとづく判断による委員らの多数決によって使用する教科書を決めることを求め、本件採択においてそれを実行した。

「今までの教育委員会での教科書選定というのは、採択協議会が順位をつけて、そのまま教育委員会で承認すると、形式的な選定しかなかったというふうに思うわけでございます。我々教育委員が将来を担う子ども達に責任をもって教科書選定は真剣に取上げて、そして決定していかなければならないと、そういうふうに考えております。そういうことで、私たち５人の教育委員が主体的に選定を行うということとして事務局として準備をしていただきたいと思うわけでございます。」

（第７回教育委員会会議録別紙）

ところが、同一人物である小田委員長は、２００９年４月３０日に開催された第９回教育委員会において、次のように述べている。

「委員が全て教科の教科書に目を通すことは、物理的に無理であると思います」（第９回教育委員会会議録）

２００１年度の愛媛県教育委員会（以下「県教委」という）の採択において、県教委の委員の一人は、「全部の教科書を細かく見るのは神業でないとできない。教科書には専門知識も入っており、何でも知っている人はいない」と委員自らが委員の独自の評価にもとづき、使用する教科書を決めることは不可能であることを認めている（『愛媛新聞』２００１年８月２０日）。

このゆな委員らの認識の背景には、採択の対象となる教科書（２００９年度の中学校用教科書の採択の対象本は、９教科７３種１３５冊、２０１１年度の中学校用教科書の採択の対象本は、９教科６６種１３１冊）と多数でありしかも多種多様であり、絶対的な客観的現実として、各教科のどの教科書が、子どもたちに適切な教科書であるのかを判断するために必要な条件を満たしていないとの自覚があるからだ。委員らの独自の私的な評価で採択するためには、絶対条件として最低でも採択教科書を全て精読する必要があるが、これさえも不可能であると自覚しているからである。

２、教科書を精読していない委員らには、独断的採択は不可能

しかし、今治市教委の委員らは、２００９年度の採択に引き続き、２０１１年度の当該採択においても委員らの個々の独自の私的な教科書の評価に基づき、子どもたちが使用する教科書を決定した。

ここには、大きな疑問や矛盾がある。つまり、①「採択の対象となる教科書さえ精読することが困難である教育委員ら」が、なぜ、②「委員らの個々の独自の私的な教科書の評価に基づき」、子どもたちが使用するのに適切な教科書を決めることができるのかということである。この疑問や矛盾の原因は、採択に虚偽があることを示している。つまり、採択の対象となっている教科書さえ精読できない、つまり行わないまま、使用する教科書を決めるために必要な条件を満たしていないまま、教育委員会に採択権限があるとし強弁し、委員らの個々の独自の私的な教科書の評価に基づく採択を行を行っていることである。これは、原子力発電所は、多重の安全装置があり、大事故は、起こらないとしてきた原発の「安全神話」と同じであり、虚構・虚偽がある。

３、県教委は、２００９年度の高等学校用教科書も採択している

愛媛県教委（以下「県教委」という）も今治市教委と同様に、採択権限が委員会にあるとして、委員らの個々の独自の私的な教科書の評価に基づく採択を行っている。県教委が主張する採択権限と今治市教委が主張する採択権限には、違いがなく、以下に県教委の採択を例示的に示し、県教委及び今治市教委が主張し、強行している委員らの独自の評価にもとづく採択行為が、虚偽・虚構であることを立証する。

3-1　県教委の高校教科書の採択の実態

２００９年度の採択において、県教委が行った採択は、中等教育学校の前期課程の中学校用教科書だけでなく、県立高校の高等学校用教科書も採択権限が委員会にあるとして委員らの独自の評価にもとづき採択行為を行っている。

①県教委が所管する愛媛県立高等学校数は、５４校ある。②一般高等学校、工業高等学校、商業高等学校、農業高等学校、水産高等学校がある。③全日制だけでも４８学科と多種多様な教科がある。④各学校には、各学校毎の独自の教育方針、教育課程がある。⑤採択の対象となる教科書点数（はしがき　高等学校用教科書の平成２２年度使用　証拠甲１１号証）には８９９種、９３０点の教科書。第１部だけでも６５の教科（種目）が掲載されているのなかから教科書を選ぶ）は、９３０点である。これらをさらに詳細に示すと次のとおりである。

① 　県教委が所管する高校用教科書を使用する学校は、５１校６分校の県立高校（全日制）、１１校の県立高校（定時制）、７校１分校の特別支援学校、３校の中等教育学校と合計７２校７分校である。

② 　水産高校、工業高校、農業高校、商業高校、特別支援学校（高等部）、中等教育学校（後期）などなど多種多様の学校である。

③　県立学校には、県立高等学校学科別合格者数（全日制）だけでも４８学科（普通、商業、情報デザイン、機械、電子機械、電気、情報電子、環境化学、情報ビジネス、理数、生産科学、農業土木、グリーン環境、生活科学、ライフデザイン、電気システム、建設工学、園芸科学、園芸クリエイト、事務、情報処理、情報技術、繊維工業、デザイン、総合、工業化学、建築、土木、繊維、流通経済、商・国、森林環境、生物工学、園芸流通、食品化学、生活科学、環境開発、特用林産、生産科学、畜産、水産食品、水産増殖、海洋技術、農業機械、生産食品、農業、漁業、機関）と実に多種多様な教科がある。

④　学校の所在地における地域社会のニーズ（生徒、保護者、地域社会）と歴史的経過を加味し、各学校の教育方針・教育目標が示す各学校の独自の多様な教育方針・目標等を定めている。これに沿って、教科内容が編成されている。

県教委は、「それぞれの高等学校で使用するに最適な教科用図書について自らの裁量で判断し、採択すればよい」と述べ、委員の独自の評価にもとづく採択を行った。しかし本当に①～④のことを勘案して、各学校の独自の教育方針、教育課程に即して、採択の対象となっている高等学校用教科書（平成２２年度使用は、第１部だけでも９３０点）を精読し、適切な教科書を選ぶことなど物理的に可能であろうか。それは、誰が考えても不可能なことは明白である。

3-2　県立中等教育学校・特別支援学校も県教委が採択を行っている

県立中等教育学校（前期課程の中学部と後期課程の高等学部がある）は３校ある。県教委は、中学部と高等学部との一貫性教育が不可欠であるので各県立中等教育学校のニーズ・生徒の状況を即し、中学部の採択対象の教科書（２００９年度では、今治市教委と同じく９教科７３種１３５点）を精読しなければならない。

さらには、県教委の所管する学校として、特別支援学校（盲学校・聾学校等の７校の高等部と中学部）があり、特別支援学校の採択対象本（数百点）も精読する必要がある。つまり、県教委は、３－１で示した教科書に加えて、県立中等教育学校、特別支援学校の教科書をも同じく採択の対象となり、先に示した高校等の教科書を合わせると千冊を超える大量の教科書が採択の対象となる。これだけの大量の採択対象の教科書を精読するは到底不可能である。また、多種多様な各教科における専門的知識も教育実践も委員らは満たしていない。そのうえ、委員らは、教育長以外は、非常勤であるうえに、県教委の委員らは、いくつもの要職を兼ね、多忙である。つまり、採択に備えて必要な条件を満たすための準備を行う時間もない。これは、委員らの個的な資質や条件の問題ではなく、人間としての個的な能力・資質、肉体的体力を遥かに超える能力と体力が求められていることを示している。つまり、不可能であることを明確に示している。

また、県教委が行った２００９年度の上記した各採択のうち県立中等教育学校（前期課程の中学部）以外の採択は、同委員会採択審議の会議録（愛媛県教育委員会８月定例会会議録　２００９年８月２７日）の「議案第４５号　平成２２年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について」、「議案第４６号　平成２２年度使用県立特別支援学校中学部及び高等部教科書の採択について」を読めば明らかなように、採択対象の教科書を精読し

ていないことは明白で、それゆえに、答申どおりの教科書を採択している。つまり、これが、採択の実態を表し、委員会の委員らは、採択手続きが公正かつ適正に行われているのかを点検し、それを確認しれば、答申どおりの教科書を採択することが、委員会及び委員らの責務であり、そのことが、採択における委員会及び委員らに過ぎないのである。

４、結語（委員の独断的採択を行うための条件を満たしていない）

小田委員長も採択の対象教科書を精読できないことを認めている。また、先に引用した県教委の委員の発言、「全部の教科書を細かく見るのは神業でないとできない。教科書には専門知識も入っており、何でも知っている人はいない」と述べているように、委員らは、個々の独自の評価にもとづく採択を行うための条件を満たしていないことは、明白である。

よって、選定委員会の答申や調査研究資料に示された教科書の評価に基づく採択を行う必要がある。

以上

資料４

適正かつ公正な手続に反する違憲・違法な当該採択

はじめに

文部科学省の「平成２４年年度教科書の採択について（通知）」には、「教科書の採択は、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります」「教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします」とあるように、子どもたちにとって適切な教科書を、適切な手続（適正かつ公正）を経て採択を行う義務を負っている。

しかしながら今治市教委は、

① 教育委員らは、教科書に対する各教育委員らの個々の独自の私的な評価に基づき、子どもたちが使用する教科書を決めるために必要な条件（教科書の教科の専門的知識・教育実践など）を満たしていない（詳細は資料３）にもかかわらず、

② 戦前・戦中において、国家が教育を完全に支配し、学校教育は、教育勅語に基づく国定教科書を通して、天皇のために命を捧げる子どもたちを育成する場と化した。そして、子どもたちを天皇の「赤子・臣民」化し、社会に送り出し、アジア諸国の侵略戦争・植民地支配・占領支配に動員した。このような教育を実際に全国津々浦々で担ったのが、一般行政官である知事や市町村長らであった。このような戦前・戦中の教育に対する反省から、戦後教育原理として、国家・地方自治体・教育行政など行政権力による教育内容への介入を制限した。つまり、教育行政執行機関の組織員である教育委員らは、教育内容に介入してはならないのであり、教科書の教科の専門的知識を有する教員らが教科書を調査研究した調査研究資料に示された教科書の評価に基づく採択を行う義務を負っている。つまり、委員らの個々の独自の私的な教科書の評価に基づく採択を行ってはならないのである。それにもかかわらず、

相手方委員らは、下記で示すように、調査研究資料に示された教科書の評価を無視し、各委員の個々の独自の私的な評価に基づき、子どもたちが使用する教科書として当該育鵬社版教科書を違法に採択した。

１、適正かつ公正な手続に反する違憲・違法な当該採択

教科書の採択手続きは、戦前・戦中の反省に基づく戦後教育の教科書制度の下にある。また、学校教育における教科の教育は、先の反省に基づき、教員免許を有する教員らがつかさどる。各教科の教科書は、各教科の主たる教材として位置づけられている。このことが前提として、教科書の選定と採択が行われるのである。

1-1　委員らの違憲・違法・不正な独断的採択

今治市教科書採択基本方針には、「今治市教育委員会は、今治市立小・中学校教科書について、以下の基準に最も適したものを、教科書図書選定委員会での審議を勘案し採択するものとする」とある。資料２及び資料３で示した理由から、今治市教科書図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の治市教委への答申（報告）は、実体的な法的拘束力があると解するのが妥当であろう。

具体的には、選定委員会に設置された調査員ら（教科書の教科の専門的知識と教育実践経験を有する教員免許を持つ教員ら）が、担当教科の教科書を調査研究し、それをまとめた「平成２４年度使用教科用図書調査研究資料」（以下「調査研究資料」という。）と教員や保護者へのアンケート調査に基づく「平成２４年度使用教科書調査報告書」（以下「調査報告書」という。）及び愛媛県義務教育諸学校教科用図書選定資料」（以下「選定資料」という。）を基に、選定委員会において審議し、適切な教科書を選定し、それを今治市教委へ答申する。教育委員会でこれを基に使用する教科書を決定する。教育委員会の採択審議では、まず、適切な採択手続きが行われているかについて点検し、そのことが確認されれば、資料２及び資料３の理由から、答申（報告）に示された教科書の評価に基づき、使用する教科書として決定する必要がある。

ところが、委員らは、次の示すように歴史的分野及び公民的分野の調査研究資料に示された教科書の評価を無視し、教育委員会に採択権限があるとして、①で示したように、採択の対象となっている教科書さえも精読できない、していない委員らが、使用する教科書を決定するために必要な条件を満たしていないまま、調査研究資料では、極めて評価の低い育鵬社版教科書を、また、この調査研究資料などに基づき選定委員会の委員らが審議し、答申した教科書の評価を無視し、相手方委員らは、個々の委員らの独自の私的な教科書の評価を全面に押し出し、強引に当該育鵬社版教科書を採択した（以下、このような採択方法を「委員らの独断的採択」という。）。

以下で、委員らが、如何に調査研究資料や答申を無視した採択を行ったのかを明らかにする。

1-2　調査研究資料では、育鵬社版教科書の評価は極めて低い

1-2-1　歴史的分野

下記は、調査研究資料の社会歴史において、最も高い評価の東京書籍と今治市教委が採択した育鵬社である。

調査要素	具体的な観点	東　書	育鵬社
A　内容の選択	ア　「教育基本法」や「学習指導要領」、「今治市教育委員会基本方針」になっているか。 イ　学習指導要領に示されている教科及び分野の目標・内容に照らし、適切なものが選択されている	○　目標・内容等に照らし、様々な資料等が適切である。	○　目標・内容等に照らし、様々な資料等が適切である。
B　内容の程度	ア　内容は、生徒の心身の発達段階に適応しているか。 イ　内容は、生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているか。	○　内容は、生徒の心身の発達段階によく適応している。 ○　内容は、生徒の生活や経験及び地域性に対して、多様な事例を紹介しており、見学及び調査ができるようによく配慮されている。	○　内容は、おおむね適切であるが、偏った歴史観が伺われ、生徒の心身の発達段階や生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているとは言い難い面もある。
C　組織・配列分量	ア　内容は、系統性や関連性を考慮して適切に組織されているか。 イ　内容の配列は適切であるか。（本文、図、表など） ウ　分量は適切であるか。	○　内容は、系統性や関連性を考慮して適切に組織されている。また、各時代ごとに地域の歴史学習ができる工夫が見られるなど、よく配慮されている。 ○　内容にあった図・表などが本文と密接に関連しており、配列が極めて適切である。 ○　分量は適切である。	○　内容は、系統性や関連性を考慮して適切に組織されている。 ○　内容にあった図・表などの配列が適切である。 ○　分量は適切である。
D　学習指導への配慮	ア　生徒の興味・関心を高め、主体的な学習を促すよう配慮されているか。 イ　基礎的事項が身につくよう配慮されているか。	○　種々の学習活動や作業学習を通して、社会的な見方や考え方を学び、主体的に学習に取り組めるように、よく配慮されている。　○　単位時間ごとに多様な言語活動が用意されておりよく配慮されている。 ○　基礎的事項が身に付くよう、	○　学習課題が示され、主体的な学習活動が行えるよう、配慮されている。 ○　大単元のまとめに言語活動が配意されている。 ○　基礎的事項が身に付くよう配慮されている。
E　造本・その他	ア　印刷・製本は適切であるか。 イ　表記・表現は適切であるか。	○　判型が大きくなり、図表や資料も大きく見やすくなるなど、印刷・製本は極めて適切である。 ○　表記・表現は、適切である。 ○　文末表現が敬体であり、小中の関連性や生徒の発達段階に即し、適切である。	○　印刷・製本は適切である。 ○　表記・表現は、適切である。 ○　文末表現が敬体であり、小中の関連性や生徒の発達段階に即し、適切である。

調査員らが、「調査要素」の「具体的な観点」に即して、各教科書を調査研究し、その結果の「よく配慮されている」「配慮されている」「・・・・である」と問題を指摘する評価が記載されている。高い評価である「よく配慮されている」を「A」、「配慮されている」との一定の評価を「B」、「問題の指摘」を「C」と評価ランクを記号化し、調査員らの評価を比較してみる。

調査要素	東京書籍	育鵬社
A　内容の選択	B	B
B　内容の程度	A A	C（おおむね適切） C（偏った歴史観が伺われ、生徒の心身の発達段階や生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているとは言い難い面もある）

C　組織・配列分量	A A	B B
D　学習指導への配慮	A A A	B B B
E　造本・その他	A B B	B B B

以上の評価で明らかなように、調査研究資料における東京書籍と育鵬社では、大きな評価の開きがある。

なお、教員や保護者へのアンケート調査の調査報告書では、東京書籍を教員６７名の内、３７名が支持し、保護者２７名の内１０名が支持している。一方、育鵬社を教員６７名の内５名が支持し、保護者２７名の内３名が支持している。この調査報告書でも東京書籍と育鵬社では、大きな支持の開きがある。

1-2-2　公民的分野

調査研究資料の社会公民において、最も高い評価の帝国書院と今治市教委が採択した育鵬社の評価は、下記のとおりである。

調査要素	帝国書院	育鵬社
A　内容の選択	B A	B C（あまり準備されていない）
B　内容の程度	A A	B C（政治的メッセージ性を感じる箇所がある）
C　組織・配列分量	B A B	C（公平性、客観性に欠ける箇所がある） C（皇室や天皇陛下の写真などを多く取り上げて、愛国心と関連づけようとしている箇所が多く、違和感を感じる）
D　学習指導への配慮	A A	C（考えさせる補助資料が少なく、また生徒の興味関心をひく学習内容があまり準備されていない） B
E　造本・その他	B B	B C（文章表現にメッセージ性を強く感

		じる箇所がある）

以上の評価で明らかなように、調査研究資料における帝国書院と育鵬社では、大きな評価の開きがある。なお、調査報告書では、半数の教員が、現行教科書である東京書籍を支持している。

1-3　選定委員らも育鵬社版教科書の評価は極めて低い

選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、下記の４つの各代表者からの１０名で構成されている。

(1)　校長会代表者　３名、
(2)　教員代表者　　３名
(3)　保護者　　３名
(4)　学識経験者　　１名

選定委員の１０名の内、６名が、教員免許を有し、特定の教科の専門的知識と教育実践経験を有していることになる。なお、教育委員らは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条で、「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し見識を有するもの」となっている。今治市教委の委員で教員免許を有し、教育実践経験を有しているのは、高橋教育長のみであると思われ、この構成委員の状況から、教育委員らよりも選定委員の方が、はるかに教科書を選定するために必要な条件を多く有していることといえる。

では、選定委員らは、どのような審議を経て、今治市教委へ、答申を行ったのかを、第２回選定委員会会議録から検証してみる。

選定委員会では、調査研究資料と県の選定資料を基に教科毎に審議し、選定し、答申している。

1-3-1　社会科歴史分野

庶務を行っている今治市教委学校教育課が、

①東京書籍　　②育鵬社　　③教育出版

と答申する順位を提案している。教育現場の教員らの調査研究に基づき、教育現場の教員らの教育活動を整えることが責務のはずの今治市教委学校教育課が、今治市教委の管内の教員らの調査研究資料に示された評価に著しく反する育鵬社版歴史教科書を２番目に取り上げている。このことを、現場教員や子どもたちがどのように思うのだろうかと悲しみと憤りを覚える。現場教員らや子どもよりも、小田委員長への忠誠を優先したとするならば、職責の放棄である。

この今治市教委学校教育課の提案に対して、選定委員らは、下記のように、現場教員らが調査研究した調査研究資料を重要視する次の発言している。

調査研究資料を読んだときに、育鵬社についてちょっと引っかかる記載があったので、私自身は、教育出版を２番にして、育鵬社を３番にしてはどうかと思います。

この選定委員の発言に続き、二人が、「同感」との支持を表明している。この結果、順番は、下記のように変更された。

①東京書籍　②教育出版　③育鵬社

なお、選定委員会の審議を受けて、今治市教委学校教育課が作成した答申である「審議結果報告書」の社会科（歴史）の「(3) 審議結果」の育鵬社の総合所見は、県の選定資料に基づき記載されている。なお、教育委員らには、調査研究資料も県の選定資料も事前に配布されているにもかかわらず、なぜか、調査研究資料と県の選定資料の要約が記載されており、選定委員会の委員らの発言（審議）が全く反映されていないにもかかわらず、「審議結果」と記載されている。これは、明らかに捏造された答申であるといえる。

1-3-2　公民的分野

社会科公民的分野では、今治市教委学校教育課が、

①帝国書院　②日本文教　③育鵬社　④東京書籍

と答申する順位を提案している。学校教育課の提案に対して、選定委員は、下記のように、やはり、現場教員らが調査研究した調査研究資料と教員らの支持を重要視し、次のように発言している。

東京書籍は４番になっているが、教員の支持が高いので、東京書籍はもっと上でいいのでは。

育鵬社については、引っかかる部分があり、４番目でいいのではないかと思う。

このような選定委員らの発言を受けて、順番は、下記のように変更された。

①帝国書院　②東京書籍　③日本文教　④育鵬社

以上のことで明らかなように、今治市教委学校教育課の現場教員らが調査研究した調査研究資料と教員らの支持を無視した順位付けに対して、選定委員らは、あくまでも現場教員ら

が調査研究した調査研究資料と教員らの支持を重要視した発言をしている。

また、選定委員会の審議を受けて、今治市教委学校教育課が作成した答申である「審議結果報告書」の社会科（公民）の「(3) 審議結果」の育鵬社の総合所見でも、再び、県の選定資料に基づき記載し、選定委員会の委員らの発言（審議）が全く反映されていない。つまり、この「審議結果」と記載されているが、審議結果は、明らかに捏造されているといえるだろう。

このように、本来なら現場教員らが調査研究した調査研究資料や教員らの支持を重視し、現場教員らの教育活動を支援することが責務である今治市教委学校教育課が、この責務を放棄し、小田委員長らが、調査研究資料などを無視して、育鵬社版教科書を採択しやすい環境を整えようとしている。このことは、『教育基本法の解説』（戦後教育の教育方針である教育基本法の立案の任にあたった当事者たちが書いた立法者意思の解説書）に示された戦後教育制度の原点になっている次のような反省を全く忘却している。

> 教育行政が教育内容の面にまで立ち入った干渉をなすことを可能にし、遂に時代の政治力に屈して、極端な国家主義的又は軍国主義的イデオロギーによる教育・思想・学問の統制さえ容易に行なわれるに至らしめた制度であった。
>
> 地方教育制度は、一般内務行政の一部として、教育に関して十分な経験と理解のない内務系統の官吏によって指導させられてきたのである。このような教育行政が行なわれるところには、はつらつたる生命をもつ、自由で自治的な教育が生まれることはきわめて困難であった。

1-4　調査研究資料を無視し、独断的な委員らの違法な採択

２０１１年８月３０日に開催された委員会で、採択審議が行われた。社会科歴史分野と公民分野以外の教科では、全て、答申の順位の１番目の教科書が採択されている。ところが、社会科歴史分野では、最下位の３番目の育鵬社が採択され、公民分野でも、最下位の４番目の育鵬社が採択されている。教員免許を有し、特定の教科の専門的知識と教育実践経験を有している選定委員が１０名中６名いるにもかかわらず、選定委員らは、現場教員らが調査研究した調査研究資料の評価と現場教員らの支持を重要視し、選定作業のための審議を行い、選定委員らの個々の独自の私的な評価を強調する発言は、控えられ、客観的な立場から、選定作業を行っている。

一方、教育委員らは、教員免許を有し、特定の教科の専門的知識と教育実践経験を有している高橋教育長は、現場教員らが調査研究した調査研究資料の評価と現場教員らの支持を重要視した答申の順位の１番目の教科書の採択を提案している。しかし、教員免許を持っていない、特定の教科の専門的知識と教育実践経験を有していないと思われる小田道人司教育委員長、藤井信子教育委員、西本宥法教育委員、原恵子教育委員らは、枕詞として、調査研究資料について触れるのみで、各委員らの個々の独自の私的な評価を述べ、答申や調査研究資料を全く無視

して、個々の評価を強調し、当該育鵬社版教科書を多数決で決定している。

教科の専門的知識も教育実践経験もないと思われる委員らが、厚かましくもしゃしゃと独自の私的な評価を述べる。これには、あきれ返る。このような人物が教育委員として果たしてふさわしいのであろうか。

結語

以上のように、当該採択は、違憲・違法である。

なお、２００９年度においても今治市教委は、答申を無視して、扶桑社版歴史・公民教科書を違法に採択した。この採択に今治市教委学校教育課は加担している形跡がなく、小田委員長らの独自の私的な評価に基づく採択を何とか回避したいとの思いが背景に見受けられる。しかしながら、先に述べたように、今回の採択では、今治市教委学校教育課は、当該育鵬社版採択に加担している。答申の作成などを担当した今治市教委学校教育課の職員が、仮に教員の出向者であるとするならば、今治管内の社会科を担当する約７０名の教員の教育活動より、約６８００名の子どもたち（１７００名が、４年間使用する）の教育よりも、己の保身（小田委員長らの教育委員らの関係）などを優先させたということだろうか。それは、教員としての責務の放棄であり、子どもたちに対する裏きりといえるのではないか。

当監査を行う監査委員ら及び財務会計行為を担当する職員らは、今治市教委学校教育課のように、教員らや子どもたちを裏切らないことを願う。

以上